

令和5年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 121,600 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 591,636 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	自立支援介護給付費	278,259	208,693	0	0	23,359	46,207
	小計	278,259	208,693	0	0	23,359	46,207
社会保険	介護保険特別会計操出金	276,281	18,405	0	0	86,591	171,285
	小計	276,281	18,405	0	0	86,591	171,285
保健衛生	乳幼児・子ども医療扶助	37,096	2,401	0	0	11,650	23,045
	小計	37,096	2,401	0	0	11,650	23,045
合計		591,636	229,499	0	0	121,600	240,537

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。